

# 綾 部 市 公 報

番 号 第 7 1 2 号  
発行日 令和 3 年 1 0 月 1 日  
発行所 綾部市役所

## 目 次

### ○条 例

- 綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正  
(社会教育課)・・・1
- 綾部市中小企業振興条例の一部改正  
(商工労政課)・・・2
- 綾部市営住宅等の整備の基準に関する条例の一部改正  
(建築課)・・・3

### ○規 則

- 綾部市国民健康保険条例施行規則の一部改正  
(市民・国保課)・・・4
- 綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正  
(職員課)・・・5
- 綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部改正  
(社会教育課)・・・6
- 綾部市中小企業振興条例施行規則の一部改正  
(商工労政課)・・・7
- 綾部市保育所等保育料に関する規則の一部改正  
(商工労政課)・・・8

### ○告 示

- 綾部市国民健康保険証の無効告示  
(市民・国保課)・・・9
- 公共下水道供用開始告示(上

野町)

- (下水道課)・・・10
  - 公共下水道供用開始告示(多田町)  
(下水道課)・・・13
  - 市道路線区域変更告示  
(建設課)・・・16
  - 市道路線供用開始告示  
(建設課)・・・17
  - 綾部市創業サポート奨励金交付要綱の一部改正  
(商工労政課)・・・18
  - 令和3年9月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領の公表  
(財政課)・・・19
  - 綾部市章使用規程の制定  
(秘書広報課)・・・20
  - 綾部市緊急事態措置関連事業者支援給付金支給要綱の一部改正  
(観光交流課)・・・27
  - 綾部市商店街等活性化事業費補助金交付要綱の一部改正  
(商工労政課)・・・31
  - 綾部市感染防止対策認証制度推進奨励金交付要綱の制定  
(商工労政課)・・・32
  - あやべ月次支援金支給要綱の制定  
(商工労政課)・・・36
  - ふるさと納税指定代理納付者の指定告示  
(企画政策課)・・・43
  - ふるさと納税収納代行事務の委託告示  
(企画政策課)・・・44
- ### ○公 告
- 公の施設の指定管理者の公募

	(財政課) . . . 45
・市道宮谷線改良工事条件付一般競争入札について	
	(監理課) . . . 46
・浄化槽設置工事その7条件付一般競争入札について	
	(監理課) . . . 56
・公共下水道管渠築造(3-1)工事と公共下水道関連配水管布設替(3-1)工事条件付一般競争入札について	
	(監理課) . . . 66
・マンホールポンプ設置(3-1)工事条件付一般競争入札について	
	(監理課) . . . 77
・公示送達	
	(税務課) . . . 87
・綾部市下水道排水設備指定業者規程に基づく指定業者の公表	
	(下水道課) . . . 88
○教育委員会告示	
・令和3年度第6回綾部市教育委員会会議の招集告示	
	. . . 89

# 条 例

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月29日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第24号

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成10年綾部市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

夏季休業日のみの利用	7月	6,000円
	8月	9,000円

を

」

「

学年始休業日のみの利用	4月	2,000円
夏季休業日のみの利用	7月	6,000円
	8月	9,000円
冬季休業日のみの利用	12月	2,000円
	1月	2,000円
学年末休業日のみの利用	3月	2,000円

に、

」

「

(2) 夏季休業日のみの利用をする児童

を

」

「

(2) 夏季休業日のみの利用をする児童

(3) 学年始休業日のみ、冬季休業日のみ又は学年末休業日のみの利用をする児童

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

綾部市中小企業振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 9 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 5 号

綾部市中小企業振興条例の一部を改正する条例

綾部市中小企業振興条例（昭和 5 3 年綾部市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「京都府商店街創生センター総合支援事業費補助金交付要綱」を「京都府新しい商店街づくり総合支援事業費補助金交付要綱」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市営住宅等の整備の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 9 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 6 号

綾部市営住宅等の整備の基準に関する条例の一部を改正する条例

綾部市営住宅等の整備の基準に関する条例（平成 2 4 年綾部市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条（見出しを含む。）中「抑制」を「量の削減」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 9 月 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 0 号

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成 8 年綾部市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「令和 3 年 9 月 3 0 日」を「令和 3 年 1 2 月 3 1 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 9 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 1 号

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 5 6 年綾部市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「公務又は通勤により生じたと認められる」を「公務上の災害又は通勤による災害と認められる」に改める。

第 4 条第 2 項第 1 号中「の長」を削る。

別表第 1 第 8 項中「心筋こうそく」を「心筋梗塞」に、「肺そく栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）」を「重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離」に、「脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく」を「脳梗塞」に改める。

第 4 号様式の注意事項の 4 中「この請求書に係る年金」を「この請求書に係る休業補償」に改める。

第 1 2 号様式の注意事項の 6 中「請求書」を「証書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 規 則

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月29日

綾部市長 山崎善也

## 綾部市規則第32号

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則（平成10年綾部市規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

入 級 希望区分	<input type="checkbox"/> 年間を通して利用（ <input type="checkbox"/> 新規・ <input type="checkbox"/> 継続）	土曜日 の利用	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
	<input type="checkbox"/> 夏休み期間のみ利用	※土曜日の就労等が条件です。	

を

」

「

入 級 希望区分	<input type="checkbox"/> 年間を通して利用（ <input type="checkbox"/> 新規・ <input type="checkbox"/> 継続）	土曜日 の利用	<input type="checkbox"/> 希望する
	<input type="checkbox"/> 春休み期間のみ利用（ <input type="checkbox"/> 4月）		<input type="checkbox"/> 希望しない
	<input type="checkbox"/> 夏休み期間のみ利用（ <input type="checkbox"/> 7月・ <input type="checkbox"/> 8月）		※土曜日の就労等が条件です。
	<input type="checkbox"/> 冬休み期間のみ利用（ <input type="checkbox"/> 12月・ <input type="checkbox"/> 1月）		
	<input type="checkbox"/> 春休み期間のみ利用（ <input type="checkbox"/> 3月）		

に

」

改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 入級の申請その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。



綾部市中小企業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 9 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 3 号

綾部市中小企業振興条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市中小企業振興条例施行規則（昭和 5 3 年綾部市規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表及び第 5 条の表中「京都府商店街創生センター総合支援事業費補助金交付要綱」を「京都府新しい商店街づくり総合支援事業費補助金交付要綱」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市保育所等保育料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 1 0 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 4 号

綾部市保育所等保育料に関する規則の一部を改正する規則

綾部市保育所等保育料に関する規則（平成 2 7 年綾部市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 の表備考第 1 項第 1 号中「令第 1 4 条の 2 第 1 項」を「令第 1 4 条」に、「場合 次に掲げる額」を「場合は、次に定めるとおりとする。」に改め、同号に次のように加える。

ア 特定被監護者等のうち 2 番目の年長者である満 3 歳未満保育認定子どもの場合は、当該満 3 歳未満保育認定子どもに関して表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

イ 特定被監護者等（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である満 3 歳未満保育認定子どもの場合は、無料とする。

別表の 2 の表備考第 2 項第 1 号中「第 6 条第 6 項に規定する」を「による」に、同項第 2 号中「児」を「在宅児」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市告示第 171 号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成 8 年綾部市規則第 1 5 号）第 2 0 条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和 3 年 9 月 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
令和 2 年 4 月 1 6 日	綾 0 5 0 8 - 3 2 0 1 2	昭和 3 3 年 1 2 月 2 2 日
令和 2 年 4 月 1 日	綾 0 8 0 4 - 6 3 0 0 1	昭和 2 2 年 1 月 1 0 日
令和 2 年 4 月 1 日	綾 0 8 0 8 - 2 3 0 0 1	昭和 2 7 年 1 月 2 2 日
令和 2 年 4 月 1 日	綾 1 0 1 4 - 8 1 0 6 0	昭和 3 1 年 1 2 月 2 1 日

綾部市告示第172号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

令和3年 9月10日

綾部市長 山崎善也



- 1 供用を開始すべき年月日 令和3年9月10日
- 2 下水を排除すべき区域 上野町の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置 上野町の一部
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 下水の処理を開始すべき年月日 令和3年 9月10日
- 6 下水を処理すべき区域 上野町の一部
- 7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称
  - (1) 位置 高津町横枕8番地
  - (2) 名称 綾部浄化センター

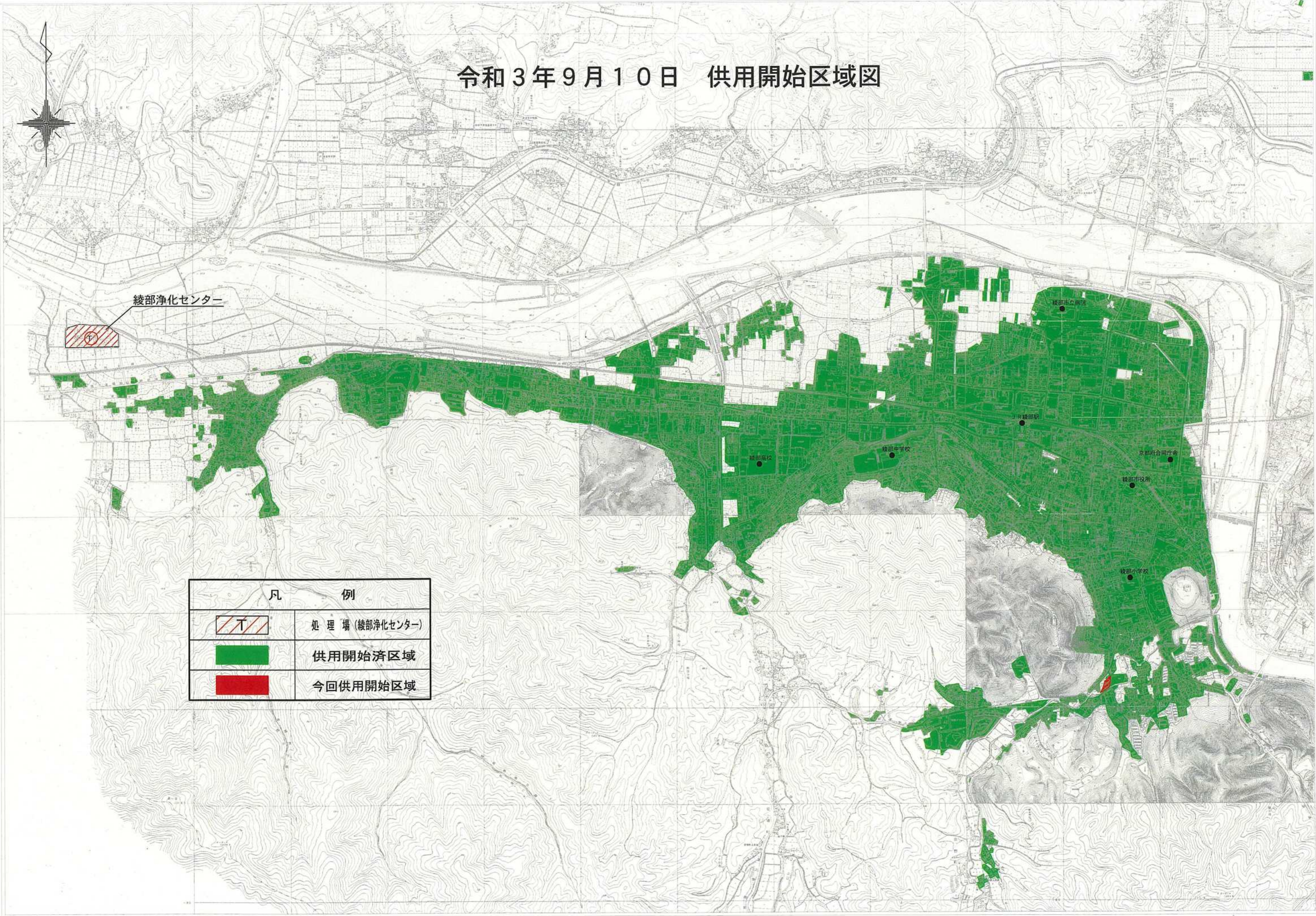
# 令和3年9月10日 供用開始区域図

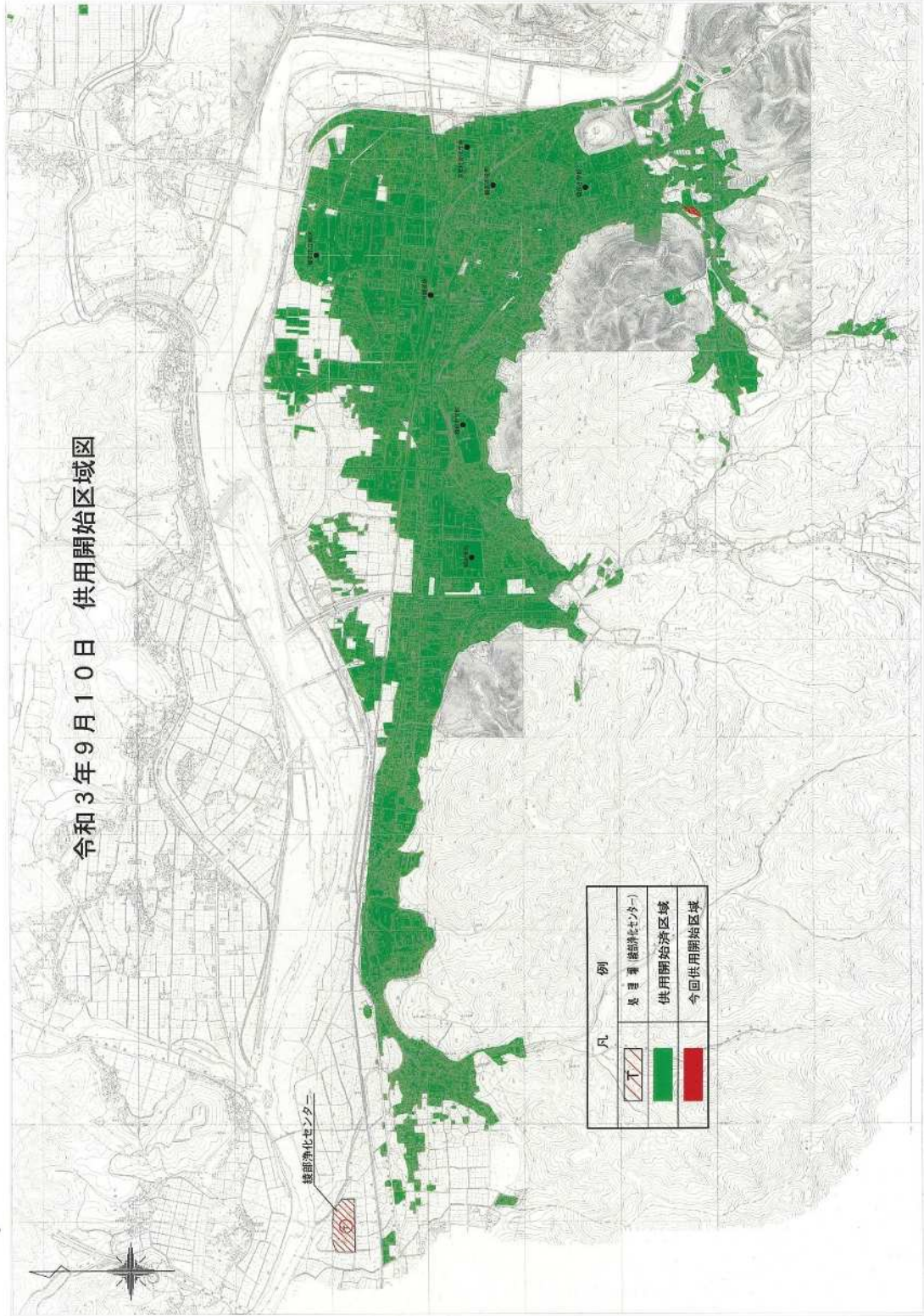


綾部浄化センター



凡	例
	処理場(綾部浄化センター)
	供用開始済区域
	今回供用開始区域





綾部市告示第173号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。



令和3年 9月10日

綾部市長 山崎善也

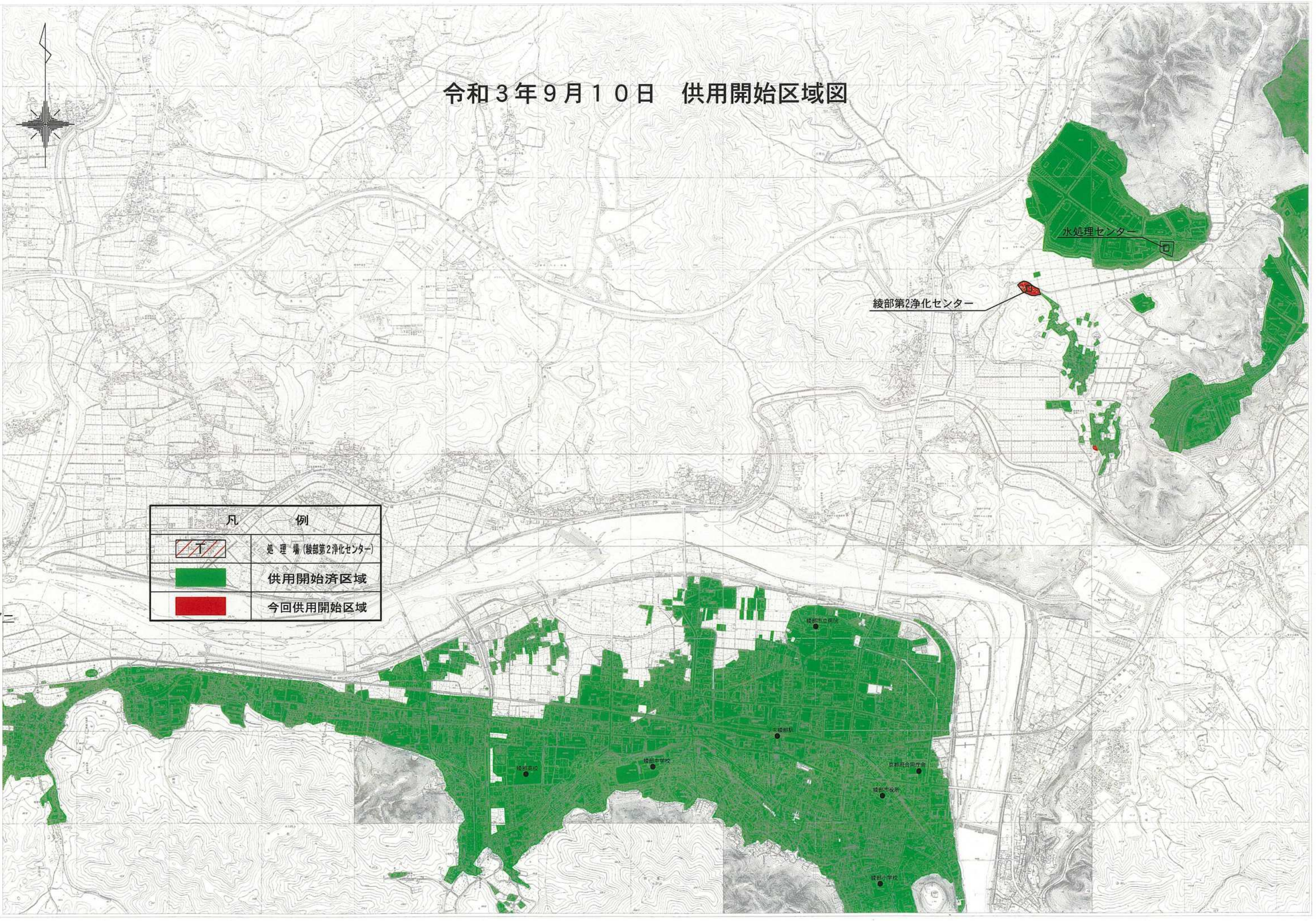
- 1 供用を開始すべき年月日 令和3年9月10日
- 2 下水を排除すべき区域 多田町の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置 多田町の一部
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 下水の処理を開始すべき年月日 令和3年 9月10日
- 6 下水を処理すべき区域 多田町の一部
- 7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称
  - (1) 位置 多田町後路49番地の1
  - (2) 名称 綾部第2浄化センター

# 令和3年9月10日 供用開始区域図

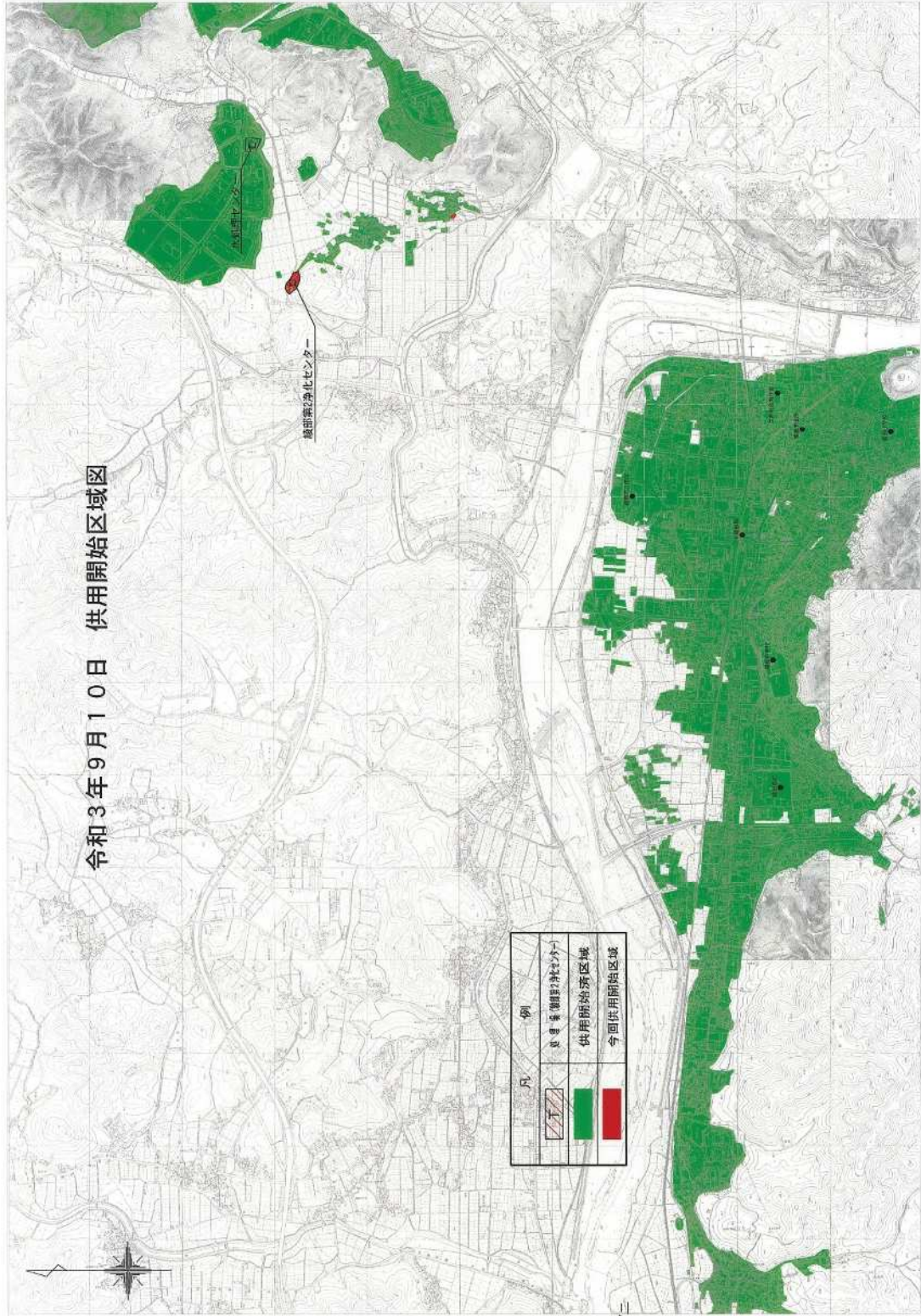


凡	例
	処理場(綾部第2浄化センター)
	供用開始済区域
	今回供用開始区域

水処理センター  
綾部第2浄化センター







綾部市告示第 1 7 4 号

市道路線の区域の変更に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 3 年 9 月 2 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 3 年 9 月 2 1 日から令和 3 年 1 0 月 5 日まで  
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 変更する路線の区域

整理番号	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	変 更	敷地の幅員 (メートル)
0 0 3 7	棗ヶ市線	青野町棗ヶ市 3 1 番 2 青野町棗ヶ市 3 4 番 6	22.10	前	最大 4.86 最小 3.23
				後	最大 6.82 最小 6.00

綾部市告示第 1 7 5 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、令和 3 年 9 月 2 1 日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 3 年 9 月 2 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 3 年 9 月 2 1 日から令和 3 年 1 0 月 5 日まで  
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 供用開始する路線の区間

整理番号	路 線 名	区 間	
0 0 3 7	棗ヶ市線	青野町棗ヶ市 3 1 番 2	青野町棗ヶ市 3 4 番 6

綾部市告示第 1 7 6 号

綾部市創業サポート奨励金交付要綱（平成 2 5 年綾部市告示第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 9 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

別表中

「

京 都 府	開業・経営承継支援資金 開業一般型
	開業・経営承継支援資金 開業支援型

を

」

「

京 都 府	開業・経営承継支援資金 創業（開業）型
-------	---------------------

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和 3 年 9 月 2 2 日から施行する。

綾部市告示第 1 7 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 3 年 9 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 3 年 9 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 3 年度綾部市一般会計補正予算（第 5 号）
- 2 令和 3 年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 3 令和 3 年度綾部市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 4 令和 3 年度綾部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

（以下掲示済）

綾部市告示第178号

綾部市章使用規程を次のように定める。

令和3年9月29日

綾部市長 山崎善也

綾部市章使用規程

(目的)

第1条 この規程は、本市を象徴する標章である綾部市章（昭和25年8月1日制定。以下「市章」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認基準)

第2条 市長は、市章を使用するその目的が公共性及び公益性を有し、市民福祉の増進及び地域社会の発展に貢献すると認められる場合において、次の各号のいずれにも該当しないときは、市章の使用を承認するものとする。

- (1) 市章の意義を妨げ、又は妨げるおそれがあるとき。
- (2) 本市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (3) 市の機関又は市の職員と誤解を招くとき。
- (4) 自己の商標又は意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人又は団体の宣伝あるいは信用を高めることのために使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (6) 特定の政治、思想若しくは宗教に係る活動を支持し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (7) 綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第1号から第4号までに規定する暴力団及び暴力団員並びにこれらに準ずる者の利益になり、又は利益になるおそれがあるとき。
- (8) 営利を目的とするとき。
- (9) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (10) その他市長が不相当と認めるとき。

(使用承認期間)

第3条 市章の使用を承認する期間（以下「使用承認期間」という。）は、次条の規定による申請時において特に使用期間を定めない限り、第5条の規定により使用の承認をした日の属する年度の末日までとする。この場合において、当該使用承認について、当該期間の満了日までに使用者から特に申出のない場合は、使用承認を翌年度の末日まで継続することができるものとし、以降も同様とする。

(使用承認申請)

第4条 市章を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市章使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、

次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市の執行機関若しくは附属機関又は市議会が使用するとき。
- (2) 市の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が当該公の施設の管理運営上の必要により使用するとき。
- (3) 市が委託した事業において使用する場合において、市章を使用することが契約書等に明記されるとき又は市章の使用をあらかじめ市長が認めたとき。
- (4) 市が共催又は後援する事業において使用するとき。
- (5) 市職員又は市議会議員の名刺、名札等に使用するとき。
- (6) 市内の自治会等の地域団体、社会教育団体その他市長が認める団体の行事で使用するとき。
- (7) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (8) 国又は他の地方公共団体が使用するとき。
- (9) 個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- (10) 時事の事件の報道に当たり、当該事件を構成し又は当該事件の過程において見られる市章について、報道の目的上正当な範囲内において使用するとき。
- (11) 行政の目的のために内部資料として必要と認められる限度において複製するとき。
- (12) インターネットにより第10号の報道をするために使用するとき又は次に掲げる範囲内で複製した物を使用するとき。
  - ア 第7号の規定による授業の過程において必要な範囲
  - イ 第9号の規定による使用としての限られた範囲
  - ウ 前号の規定による内部資料として必要な範囲
- (13) その他市長が適当と認めるとき。

（使用承認等）

第5条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査の上、使用の可否を決定し、綾部市章使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

（承認内容の変更）

第6条 前条の規定により市章の使用承認を受けた者は、第4条の申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ綾部市章使用承認変更申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する申請に係る承認等の通知については、前条の規定を準用する。

（遵守事項）

第7条 第5条又は前条の規定により使用承認又は変更承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた市章の形状、配置等を正しく表示し、市章のイメージを損なうような形状の変更又は配置をしないこと。
- (2) 承認された用途のみに使用すること。
- (3) 使用承認期間を遵守すること。

- (4) 市章の使用に係る作成物等の完成見本を、速やかに市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができるものとする。
- (5) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。
- (6) 市章を使用した作成物等を配布又は販売する場合は、本市が当該作成物等を指定し、又は推奨しているかのような誤解を生じさせないための、当該作成物への表示又は説明の措置を講ずること。
- (7) 市章を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転嫁してはならないこと。
- (8) その他市長が付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消し、市章の使用を差し止め、市章を用いた作成物等の回収等の必要な措置を求めることができる。この場合において、これらの措置にかかる経費は使用者の負担とする。

- (1) この規程に違反したとき。
- (2) 使用者が第2条に規定する使用承認基準を満たさないと認められるとき。
- (3) 前条各号の条件に違反したと認められるとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

2 前項の承認の取消しは、綾部市章使用承認取消通知書（様式第4号）をもって行うものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認にかかる作成物等を使用してはならない。

(免責)

第9条 市章の使用により、使用者又は第三者に対して損害又は損失等が生じた場合でも、市は一切その責めを負わない。

(庶務)

第10条 市章の使用承認に関する手続は、広報・広聴担当課において行うものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、市章の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。



様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

団 体 名  
代表者住所  
代表者氏名

綾部市章使用承認申請書

綾部市の市章を使用したいので、綾部市章使用規程第 4 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 使用目的

2 使用場所

3 使用期間 年 月 日～ 年 月 日

4 使用内容数量

（事業内容、使用形態、形状、数量等、使用内容が具体的にわかるように記載してください。）

5 連絡先

担当者氏名

電話

ファクス

E - m a i l

6 添付書類

（レイアウト、スケッチ、原稿、企画書等、作成物の図案等の補足資料を添付してください。）

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市章使用承認通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市章の使用について、下記のとおり決定しましたので、綾部市章使用規程第 5 条の規定に基づき通知します。

記

1 使用の可否 承認 ・ 不承認

2 承認条件

（1）承認内容は、綾部市章使用承認申請書のとおりとします。

（2）使用に際しては、綾部市章使用規程を遵守してください。

3 不承認の場合の理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

団 体 名  
代表者住所  
代表者氏名

綾部市章使用承認変更申請書

年 月 日付けで承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので、綾部市章使用規程第 6 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更内容

3 添付書類

（レイアウト、スケッチ、原稿、企画書等、作成物の図案等の補足資料を添付してください。）

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市章使用承認取消通知書

年 月 日付けで承認した綾部市章の使用については、下記の理由により取り消します。

現在使用中のものは直ちに使用を中止し、必要に応じて作成物の回収等の措置を行ってください。

記

- 1 承認文書番号
- 2 取消しの理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

綾部市告示第 1 7 9 号

綾部市緊急事態措置関連事業者支援給付金支給要綱（令和 3 年綾部市告示第 1 5 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 9 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 1 条中「4 月 2 5 日に」を「4 月以降、」に、「事業の継続を支援するため」を「緊急事態宣言の影響が特に大きい別表に定める対象期間（以下「対象期間」という。）における影響を緩和して、事業の継続を支援するため」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号中「2 0 2 1 年 3 月 3 1 日以前から事業収入を得ており」を「別表に定める対象期間に応じた創業・設立年月日以前から事業を行っており」に、同項第 3 号中「2 0 2 1 年 4 月から 6 月までの期間であって申請の対象としようとする月」を「対象期間のうち申請の対象としようとする月」に、同項第 4 号中「2 0 2 1 年 4 月 1 日時点」を「別表に定める対象期間に応じた法人の基準日時点」に改め、同条第 2 項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とする。

第 4 条第 1 項中「2 0 2 1 年 4 月 2 5 日から同年 6 月 2 0 日までの期間の」を「対象期間における」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 給付金の交付回数は、同一の対象期間につき 1 回限りとする。

第 6 条中「綾部市緊急事態措置関連事業者支援給付金支給申請書兼請求書(様式第 1 号)」を「別表に定める対象期間に応じた様式」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 1 条、第 3 条、第 4 条、第 6 条関係）

対象期間	創業・設立年月日	法人の基準日	様式
2 0 2 1 年 4 月 2 5 日から同年 6 月 2 0 日まで	2 0 2 1 年 3 月 3 1 日以前	2 0 2 1 年 4 月 1 日	綾部市緊急事態措置関連事業者支援給付金支給申請書兼請求書（様式第 1 号）
2 0 2 1 年 8 月 2 0 日から同年 9 月 3 0 日まで	2 0 2 1 年 7 月 3 1 日以前	2 0 2 1 年 8 月 1 日	綾部市緊急事態措置関連事業者支援給付金支給申請書兼請求書（2 0 2 1 年 8 月 2 0 日～9 月 3 0 日分）（様式第 1 号の 2）

様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第1号の2（第6条関係）

（表面）

年 月 日

綾部市長 様

綾部市緊急事態措置関連事業者支援給付金支給申請書兼請求書  
（2021年8月20日～9月30日分）

綾部市緊急事態措置関連事業者支援給付金支給要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり給付金の支給について申請及び請求します。

記

1 申請（請求）内容

申請者 （請求者）	所在地 名称（法人名・屋号） 代表者（職）・氏名				㊦
	事業所（施設）の 所在地	<input type="checkbox"/> 上記所在地と同じ <input type="checkbox"/> 綾部市			
	電話番号		創業・設立 年月日	年 月 日	
	業種	業	営業許可等 の有効期限	年 月 日	
	営業許可番号等				
（法人のみ）	法人番号		決算月	月	
	資本金又は出資総額	円	従業員数	人	
事業収入等	基準年対象月 ※1	① 20 年 月	①の売上	② 円	
	対象年対象月 ※2	③ 2021年 月	③の売上	④ 円	
減少率	$(② - ④) \div ② \times 100$ ※3			%	
営業日数等	定休日等	<input type="checkbox"/> 毎週 曜日定休 <input type="checkbox"/> その他休日（具体的に） <input type="checkbox"/> 毎月 日定休			
	基準年対象月（①）の営業日数 ※4、5			⑤合計 日	
	2021年8月20日～9月30日の営業日数 ※5			⑥合計 日	
1日当たり 支給単価	② ÷ ⑤ × 0.4 の計算結果（千円未満切上げ）か 上限額（2万5千円）のいずれか少ない額		⑦	円	
支給申請 （請求）額	⑦ × ⑥		円		
備考欄	（該当する場合のみ <input checked="" type="checkbox"/> してください） <input type="checkbox"/> 本支援給付金（2021年4月25日～6月20日分）で提出した添付資料の情報を綾部市が利用することについて同意します。（添付資料の提出を一部省略する場合） <input type="checkbox"/> 特例による算定				

（裏面に続く）

(裏面)

- ※1 基準年対象月の欄の「年」は、2019年又は2020年のいずれかを記載してください。「月」は、対象年対象月の売上と比較した月(対象年対象月「③」と同月)を記載してください。
- ※2 対象年対象月の欄には、2021年8月から9月までの間で、1か月当たりの事業収入が基準年の同月と比較して30%以上減少した、任意の年月を記載してください。
- ※3 減少率の欄の表示単位未満の端数は切り捨ててください。
- ※4 基準年対象月の営業日数の欄には、基準年対象月の月日数から定休日等を除した日数又は基準年対象月の月日数を記載してください。
- ※5 緊急事態宣言に伴う臨時休業等は含みません。
- ※6 創業の時期等でこの計算により難しい場合など特例による申請の場合は、「特例による算定シート」を基に記入してください。

## 2 給付金の振込先

金融機関名		支店名							
預金種別	普通・当座・その他	口座番号 (左詰め)							
フリガナ									
口座名義									

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名と口座番号を記入してください。

## 3 添付書類

法人	<input type="checkbox"/> 誓約書(様式第2号) <input type="checkbox"/> 取引先情報一覧 <input type="checkbox"/> 表面の「対象年対象月の事業収入(売上)」が確認できる帳簿等の写し (以下は本支援給付金(4月25日～6月20日分)で提出済みで、内容に変更がない場合は省略可) <input type="checkbox"/> 収受印のある、基準年対象月を含んだ事業年度分の確定申告書別表1の写し ⇒ e-Tax申請で収受印がない場合は「受信通知」を添付してください。 <input type="checkbox"/> 法人事業概況説明書(表・裏)の写し <input type="checkbox"/> 業種に係る営業に必要な許認可等を取得していることが分かる書類の写し (旅行業登録票、旅館業許可証、一般乗用旅客自動車運送事業許可証、酒類販売業免許通知書、クリーニング所確認済証等) <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書 <input type="checkbox"/> 口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料の写し(通帳の表紙裏等)
	<input type="checkbox"/> 誓約書(様式第2号) <input type="checkbox"/> 取引先情報一覧 <input type="checkbox"/> 表面の「対象年対象月の事業収入(売上)」が確認できる帳簿等の写し (以下は本支援給付金(4月25日～6月20日分)で提出済みで、内容に変更がない場合は省略可) <input type="checkbox"/> 収受印のある、基準年分の確定申告書第1表の写し ⇒ e-Tax申請で収受印がない場合は「受信通知」を添付してください。 <input type="checkbox"/> 所得税青色申告決算書(青色申告の場合)の写し <input type="checkbox"/> 業種に係る営業に必要な許認可等を取得していることが分かる書類の写し (旅行業登録票、旅館業許可証、一般乗用旅客自動車運送事業許可証、酒類販売業免許通知書、クリーニング所確認済証等) <input type="checkbox"/> 口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料の写し(通帳の表紙裏等) <input type="checkbox"/> 本人確認書類の写し(運転免許証等)

※創業の時期その他の事情により特例の適用を希望する場合には、「特例による算定シート」及び同シートに記載の添付書類も提出してください。

様式第 2 号中

「  
・綾部市緊急事態措置関連事業者支援給付金支給申請書兼請求書（様式第 1 号）及びその添付書類の記載内容に偽りはありません。 を  
」

「  
・  
に、  
及びその添付書類の記載内容に偽りはありません。  
」

「  
・2021年3月31日以前から事業収入を得ており、今後も継続して事業を継続する 意思があります。 を  
」

「  
・ 年 月 日以前から事業を行っており、今後も継続して事業を継続する 意思があります。 に  
」

改める。

附 則

この告示は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。



綾部市告示第 1 8 0 号

綾部市商店街等活性化事業費補助金交付要綱（平成 1 0 年綾部市告示第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 9 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

別表中「京都府商店街創生センター総合支援事業費補助金交付要綱」を「京都府新しい商店街づくり総合支援事業費補助金交付要綱」に改める。

附 則

この告示は、令和 3 年 9 月 2 9 日から施行する。

綾部市告示第 1 8 1 号

綾部市感染防止対策認証制度推進奨励金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 9 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市感染防止対策認証制度推進奨励金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、飲食店における感染防止対策に関する京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度（以下「認証制度」という。）を推進し、市民及び事業者にとって安全・安心な環境を整備するため、認証制度による認証を受けた事業者に対し、予算の範囲内において、奨励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 奨励金の交付の対象となる者は、市内に所在する飲食店において、令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に認証制度による認証を受けた事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象としない。

(1) 市税を滞納している者（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 5 9 条第 1 項の規定による徴収の猶予を受けている者を除く。）

(2) 奨励金の趣旨等に照らして市長が適当でないと判断する者

(奨励金の額)

第 3 条 奨励金の額は、認証制度による認証を受けた市内の店舗 1 か所当たり 1 0 万円とする。

(奨励金の交付申請)

第 4 条 奨励金の交付を受けようとする者は、令和 4 年 3 月 3 1 日までに、綾部市感染防止対策認証制度推進奨励金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市感染防止対策認証制度推進奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(奨励金の返還)

第 6 条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

綾部市感染防止対策認証制度推進奨励金交付申請書兼請求書

綾部市感染防止対策認証制度推進奨励金交付要綱第 4 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり奨励金の交付について申請及び請求します。

記

1 申請（請求）内容

申請者 (請求者)	所在地 名称(法人名・屋号) 代表者(職)・氏名	④
交付申請 (請求)額	認証を受けた市内の店 舗数×10万円	円
店舗情報	※複数ある場合はすべて記載し、申請者欄と同じ場合は「同上」と記載する。 (名称) (所在地)	
誓約事項	<input type="checkbox"/> 記載内容に偽りはありません。 <input type="checkbox"/> 綾部市が支給決定に必要な市税の情報及び京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度に関する情報を利用することに同意します。 <input type="checkbox"/> 不正受給が判明した場合には、奨励金を返還します。	

2 奨励金の振込先

金融機関名		支店名							
預金種別	普通・当座・その他	口座番号 (左詰め)							
フリガナ									
口座名義									

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名と口座番号を記入してください。

3 添付書類

- 京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度に係る認証の決定通知書の写し
- 口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料の写し(通帳の表紙裏等)
- その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号  
年 月 日

様

綾部市長 印

綾部市感染防止対策認証制度推進奨励金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市感染防止対策認証制度推進奨励金交付要綱に基づく奨励金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市感染防止対策認証制度推進奨励金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

綾部市告示第182号

あやべ月次支援金支給要綱を次のように定める。

令和3年9月29日

綾部市長 山崎善也

あやべ月次支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、2021年4月以降に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置（以下「緊急事態宣言等」という。）に伴う飲食店及び遊興施設（以下「飲食店等」という。）の休業若しくは時短営業（以下「休業等」という。）又は不要不急の外出・移動の自粛により特に大きな影響を受けた中小事業者等に対して、緊急事態宣言等の影響が特に大きい別表に定める対象期間（以下「対象期間」という。）における影響を緩和して、事業の継続を支援するため、事業全般に広く使えるあやべ月次支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者等)

第2条 支援金の支給対象者は、主たる事業所（法人にあつては本店、団体にあつては主たる事務所、個人事業主にあつては住民票の住所地）を市内に有している者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 2021年3月31日以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- (2) 緊急事態宣言等の措置区域（以下「措置区域」という。）における地方公共団体による休業等の要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金（以下「休業等協力金」という。）の支払い対象となっている飲食店等と直接・間接の取引があること又は措置区域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと。
- (3) 対象期間であつて申請の対象としようとする月の月間事業収入が、基準年（2019年又は2020年から申請者が選択した年をいう。以下同じ。）の同月と比較して30パーセント以上50パーセント未満減少していること。ただし、創業の時期その他の事情によりこれにより難しい場合は、市長が別に定める要件に該当すること。
- (4) 申請者が法人の場合は、2021年4月1日時点において、次のいずれかを満たす者であること。ただし、申請者が組合若しくはその連合会又は一般社団法人の場合は、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人事業主又は次のいずれかを満たす法人であること。

ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。なお、基本金を有する法

人については基本金の額が、一般財団法人については当該法人に拠出されている財産の額が、それぞれ10億円未満であること。

イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない法人であり、かつ、常時使用する従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づき解雇の予告を必要とする者をいう。）の数が2,000人以下であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象としない。

- (1) 休業等協力金の支給要件を満たす事業者又は休業等の要請に応じず支給要件を満たさなくなった事業者
- (2) 綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当する事業者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- (4) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- (5) 市税を滞納している者（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項の規定による徴収の猶予を受けている者を除く。）
- (6) 支援金の趣旨等に照らして市長が適当でないと判断する者  
（支援金の額等）

第3条 支援金の額は、第2条第1項第3号に規定する月間事業収入の減少をした月（以下「対象月」という。）の月間事業収入の減少額とし、対象月が複数ある場合はその合計額とする。なお、月間事業収入には、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方自治体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等を含まないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、支援金の額は、法人については対象月の数に10万円を乗じた額、個人事業主については対象月数に5万円を乗じた額を限度とする。

3 創業の時期その他の事情により、第1項の規定により難しい場合における交付額の算定方法は、市長が別に定める。

（申請受付開始日及び申請期限）

第4条 支援金に係る申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日から2か月以内とする。

（支援金の支給申請）

第5条 支援金の支給を受けようとする者は、別表に定める様式及び誓約書（様式第2号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（支援金の支給決定）

第6条 市長は、前条の規定による支給申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、支給の可否を決定し、あやべ月次支援金支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（支援金の返還等）

第7条 市長は、支援金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消し、又は既に支給した支援金の全部又は一部の返還を命じることができ

る。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第1条及び第5条関係）

対象期間	様式
2021年7月から 同年9月まで	あやべ月次支援金支給申請書兼請求書（様式第1号）

備考 申請者が綾部市緊急事態措置関連事業者支援給付金支給要綱（令和3年綾部市告示第157号）の支給要件を満たす場合は、同給付金の対象となる期間を含む月を本支援金の対象期間から除くものとする。



様式第 1 号（第 5 条関係）

（表面）

年 月 日

綾部市長 様

あやべ月次支援金支給申請書兼請求書

あやべ月次支援金支給要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり支援金の支給について申請及び請求します。

記

1 申請（請求）内容

申請者 (請求者)	所在地 名称(法人名・屋号) 代表者(職)・氏名	㊟		
	電話番号	年 月 日	業種	業
	創業・設立年月日			
(法人のみ)	法人番号	決算月	月	
	資本金又は出資総額	従業員数	人	
支給申請 (請求)額	対象月の下表③の合計か対象月数×上限額 (法人 10 万円、個人 5 万円)の計算結果 のいずれか少ない額	円		

※ 対象月とは、下表の減少率が 30%以上 50%未満の月をいいます。

2 事業収入等

	基準年	基準年の月次売上 ①	今年の月次売上 ②	減少額 ③	減少率 ③÷①×100
7月	年	円	円	円	%
8月	年	円	円	円	%
9月	年	円	円	円	%

- ※ 基準年の欄には、2019年又は2020年のいずれかを記載してください。
- ※ 月次売上には、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方自治体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等を含めないでください。
- ※ 減少額の欄には、①－②の計算結果を記載してください。
- ※ 申請者が綾部市緊急事態措置関連事業者支援給付金支給要綱（令和3年綾部市告示第157号）の支給要件を満たす場合は、8月及び9月は本支援金の支給対象としません。
- ※ 減少率が50%以上の月は、国の月次支援金の対象となり得るため、本支援金の支給対象としません。
- ※ 減少率は、表示単位未満の端数を切り捨ててください。
- ※ 創業の時期等でこの計算により難しい場合又は個人事業主で主たる事業所得を雑所得・給与所得で確定申告した場合は、①に「特例による算定シート」で計算した結果を記入してください。

(裏面)

2 支援金の振込先

金融機関名		支店名							
預金種別	普通・当座・その他	口座番号 (左詰め)							
フリガナ									
口座名義									

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名と口座番号を記入してください。

3 添付書類

法人	<input type="checkbox"/> 誓約書 (様式第2号) <input type="checkbox"/> 取引先情報一覧 <input type="checkbox"/> 2021年7～9月の月次の事業収入が確認できる帳簿等の写し ----- (以下は綾部市緊急事態措置月次支援金(4～6月分)で提出済の場合は省略可) <input type="checkbox"/> 收受印のある、基準年7～9月を含んだ事業年度分の確定申告書別表1の写し ⇒ e-Tax申請で收受印がない場合は「受信通知」を添付してください。 <input type="checkbox"/> 法人事業概況説明書(表・裏)の写し <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書 <input type="checkbox"/> 口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料の写し(通帳の表紙裏等)
	<input type="checkbox"/> 誓約書 (様式第2号) <input type="checkbox"/> 取引先情報一覧 <input type="checkbox"/> 2021年7～9月の月次の事業収入が確認できる帳簿等の写し ----- (以下は綾部市緊急事態措置月次支援金(4～6月分)で提出済の場合は省略可) <input type="checkbox"/> 收受印のある、基準年分の確定申告書第1表の写し ⇒ e-Tax申請で收受印がない場合は「受信通知」を添付してください。 <input type="checkbox"/> 所得税青色申告決算書(青色申告の場合)の写し <input type="checkbox"/> 口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料の写し(通帳の表紙裏等) <input type="checkbox"/> 本人確認書類の写し(運転免許証等)

※創業の時期その他の事情により特例の適用を希望する場合には、「特例による算定シート」及び同シートに記載の添付書類も提出してください。

様式第 2 号（第 5 条関係）

誓約書

- ・ 申請書兼請求書及び添付書類の記載内容に偽りはありません。
- ・ 綾部市が支給決定に必要な市税の情報を利用することに同意します。
- ・ 2021年3月31日以前から事業収入を得ており、今後も継続して事業を継続する意思があります。
- ・ この支援金の支給申請額及び事業収入の減少率の計算にあたり、月次売上に新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方自治体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等を含めていません。
- ・ この支援金の支給申請額には、事業収入の減少率が50%以上の月を含めていません。
- ・ 緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う京都府の休業や営業時間短縮要請（以下「休業等要請」という。）に伴う京都府緊急事態措置協力金又は京都府新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給要件を満たす事業者又は休業等要請に応じず支給要件を満たさなくなった事業者該当しません。
- ・ 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者該当しません。
- ・ 宗教上の組織又は団体ではありません。
- ・ 政治団体ではありません。
- ・ 市税を滞納している者（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項の規定による徴収の猶予を受けている者を除く。）ではありません。
- ・ 不正受給が判明した場合には、支援金を返還します。
- ・ 綾部市が支援金の調査として関係書類の提出依頼、事情聴取、立入検査等を行う場合は、これに応じます。

年 月 日

名称（法人名・屋号）

代表者（職）・氏名

㊟

様式第 3 号（第 6 条関係）

第 号  
年 月 日

様

綾部市長 印

あやべ月次支援金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたあやべ月次支援金支給要綱に基づく支援金につきましては、下記のとおり決定しましたので、あやべ月次支援金支給要綱第 6 条の規定により通知します。

記

支 給	支給決定額 円
不 支 給	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

綾部市告示第183号

あやべ応援寄附金（ふるさと納税）事業に係る指定代理納付者を指定しましたので、綾部市会計規則（昭和57年4月1日綾部市規則第2号）第32条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年10月1日

綾部市長 山崎善也

1 指定代理納付者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビル N棟2階

名 称	所 在 地
株式会社DGフィナンシャル テクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南3-5-7 デジタルゲートビル10F

2 歳入の種類

寄附金

3 指定日

令和3年10月1日

綾部市告示第184号

ふるさと納税収納代行事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年10月1日

綾部市長 山崎善也

1 委託先

氏 名	住 所
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビル N棟2階

2 委託の期間

令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

綾部市公告第 9 9 号

綾部市の公の施設の指定管理者を次により公募します。

令和 3 年 9 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 公募する施設及び担当課

- (1) 綾部市かんばやし交流館（高齢者支援課）
- (2) 綾部市清山荘（高齢者支援課）
- (3) 綾部市ふれあいの家（高齢者支援課）
- (4) 綾部市市民ホール（商工労政課）
- (5) I・Tビル（商工労政課）
- (6) 綾部工業団地・交流プラザ・綾部工業団地・ヘリストップ（商工労政課）
- (7) 綾部市以久田野多目的広場（農政課）
- (8) 綾部市山家運動公園（農政課）
- (9) あやべ観光案内所（観光交流課）
- (10) あやべ温泉・薬草の森・あやべ山の家・ふるさと味あやべ工房・綾部市二王公園・二王広場（観光交流課）
- (11) 綾部市総合運動公園・綾部市研修センター・綾部市第1市民グラウンド・綾部市第2市民グラウンド・綾部市湊垣グラウンド・綾部市田野グラウンド・綾部市西部グラウンド・綾部市東部グラウンド・綾部市うずい野農村広場・綾部市丸山スポーツ公園・高倉公園（文化・スポーツ振興課）
- (12) 綾部市市民プール（文化・スポーツ振興課）

2 公募の期間等

令和 3 年 9 月 1 0 日（金）から令和 3 年 1 0 月 1 日（金）まで  
（午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。閉庁日を除く。）

3 関係書類（指定管理者募集要項等）の縦覧場所

綾部市役所（行政情報コーナー）

4 その他

公募の内容については、各担当課にお問い合わせください。

綾部市公告第100号

道路整備事業、市道宮谷線改良工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和3年9月13日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第503 71号
- (2) 工 事 名 市道宮谷線改良工事
- (3) 工事場所 綾部市於与岐町 (別添位置図参照)
- (4) 工事概要 L = 72.2 m W = 3.00 ~ 5.85 m  
                   側溝工 L = 72 m  
                   重力式擁壁工 V = 4 m<sup>3</sup>  
                   アスファルト舗装工 A = 160 m<sup>2</sup>
- (5) 予定工期 令和3年10月13日から  
                   令和4年 1月30日まで (110日間)

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和3年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和3年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和2年1月1日から令和2年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書  
       電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一



般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和3年9月13日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は600円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和3年9月16日(木) 午前9時から午後6時まで

令和3年9月17日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年9月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和3年9月27日(月) から

令和3年9月28日(火) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和3年9月30日(木) 午後5時までに京都府入札情報公開システ

ムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

①日時 令和3年10月5日(火) 午前9時から午後6時まで  
令和3年10月6日(水) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は10月5日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月6日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和3年10月7日(木) 午前9時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

**2) 主任技術者**

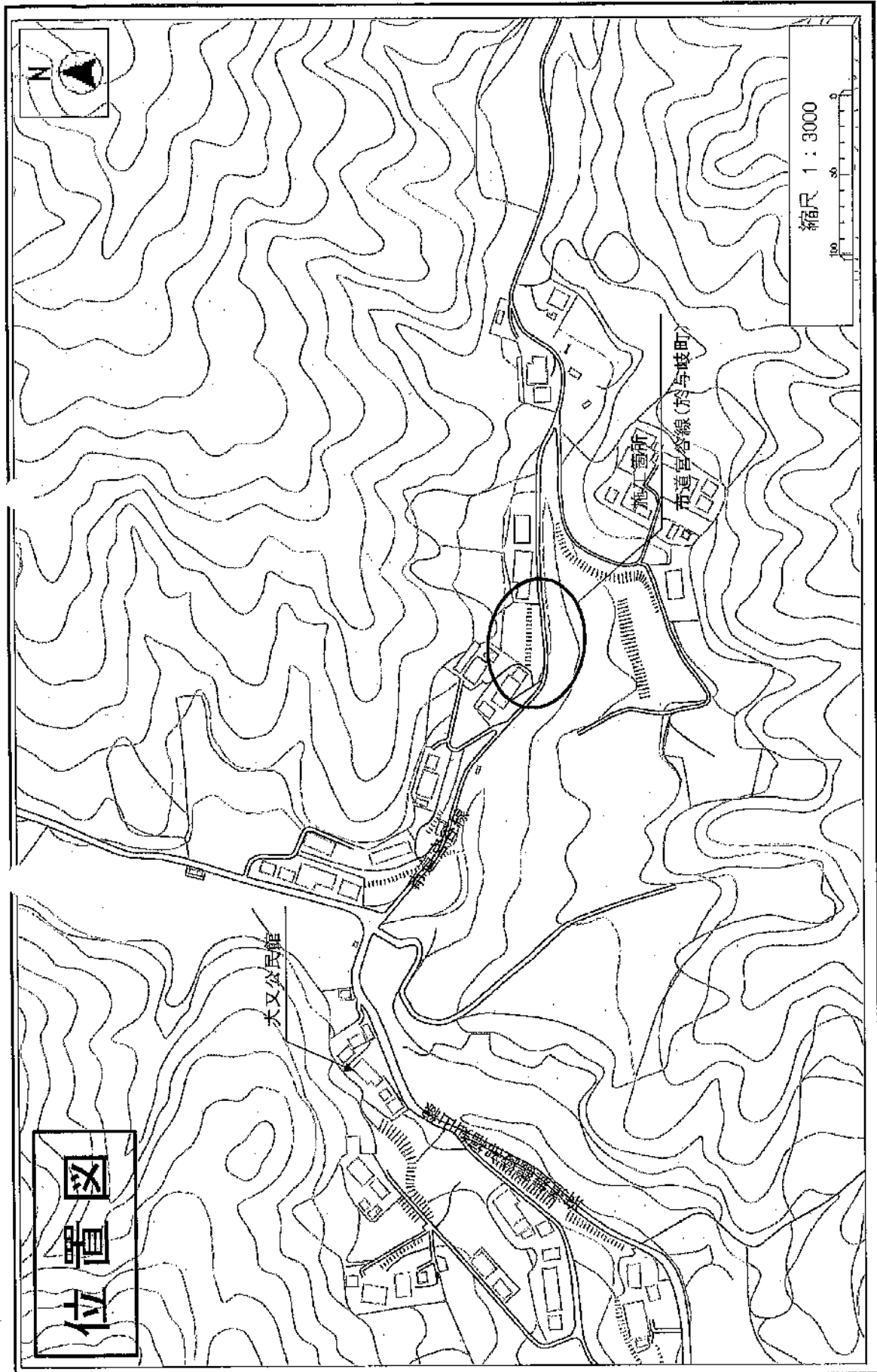
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。





綾部市公告第101号

下水道整備事業、浄化槽設置工事その7に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和3年9月13日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第503 76号   |
| (2) 工 事 名 | 浄化槽設置工事その7                                       |
| (3) 工事場所  | 綾部市別所町外 (別添位置図参照)                                |
| (4) 工事概要  | 小型合併処理浄化槽設置<br>5人槽構造基準型 1基<br>7人槽構造基準型 2基<br>計3基 |
| (5) 予定工期  | 令和3年10月13日から<br>令和4年 1月20日まで (100日間)             |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和3年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ土木工事・建築工事・管工事のいずれかにおいて、A1等級、A等級、B等級のいずれかで登録されており、令和3年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、令和2年1月1日から令和2年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和3年9月13日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は750円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和3年9月16日（木）午前9時から午後6時まで

令和3年9月17日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年9月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和3年9月27日（月）から

令和3年9月28日（火）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時

から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和3年9月30日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

①日時 令和3年10月5日（火）午前9時から午後6時まで  
令和3年10月6日（水）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は10月5日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月6日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和3年10月7日（木）午前9時50分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)



【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

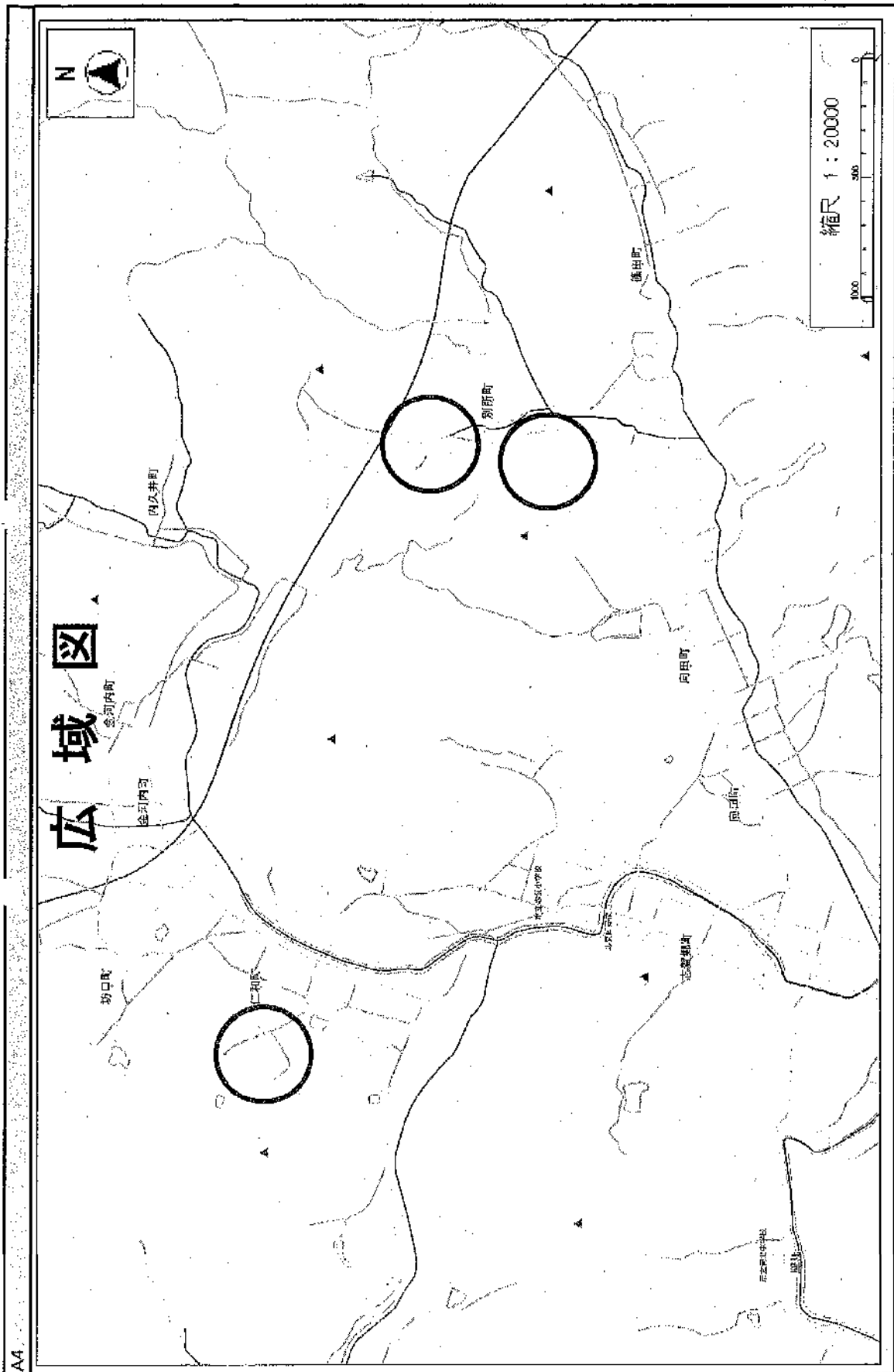
2) 主任技術者

- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
  - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第102号

下水道整備事業の公共下水道管渠築造（3-1）工事と水量水質安定的対策事業の公共下水道関連配水管布設替（3-1）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和3年9月28日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第503 78号
- (2) 工事名 公共下水道管渠築造（3-1）工事  
公共下水道関連配水管布設替（3-1）工事
- (3) 工事場所 綾部市田野町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 (管渠築造)  
管渠工 VU150 L=193m  
管渠工 VP75・アラミドがい装PE管75  
L=33m  
単独橋 N=1橋  
マンホール設置工 N=13基  
汚水柵及び取付管工 N=7箇所  
(配水管布設替)  
配水管布設工 DCIP(GX)φ100 L=101m  
消火栓設置工 N=1基  
給水管布設工 N=2戸  
仮設配水管工 一式
- (5) 予定工期 令和3年10月26日から  
令和4年 3月31日まで（157日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和3年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA等級で登録されており、令和3年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。

- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和2年1月1日から令和2年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

#### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和3年9月28日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は3,750円です。

#### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和3年10月1日（金）午前9時から午後6時まで

令和3年10月4日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月1日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

### 5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年10月上旬に電子入札

システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

## 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和3年10月 8日（金）から  
令和3年10月11日（月）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和3年10月13日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等を行いません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和3年10月18日（月）午前9時から午後6時まで  
令和3年10月19日（火）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は10月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和3年10月20日（水）午前9時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本案件は、下水管渠工事と配水管布設替工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様



様式－2

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

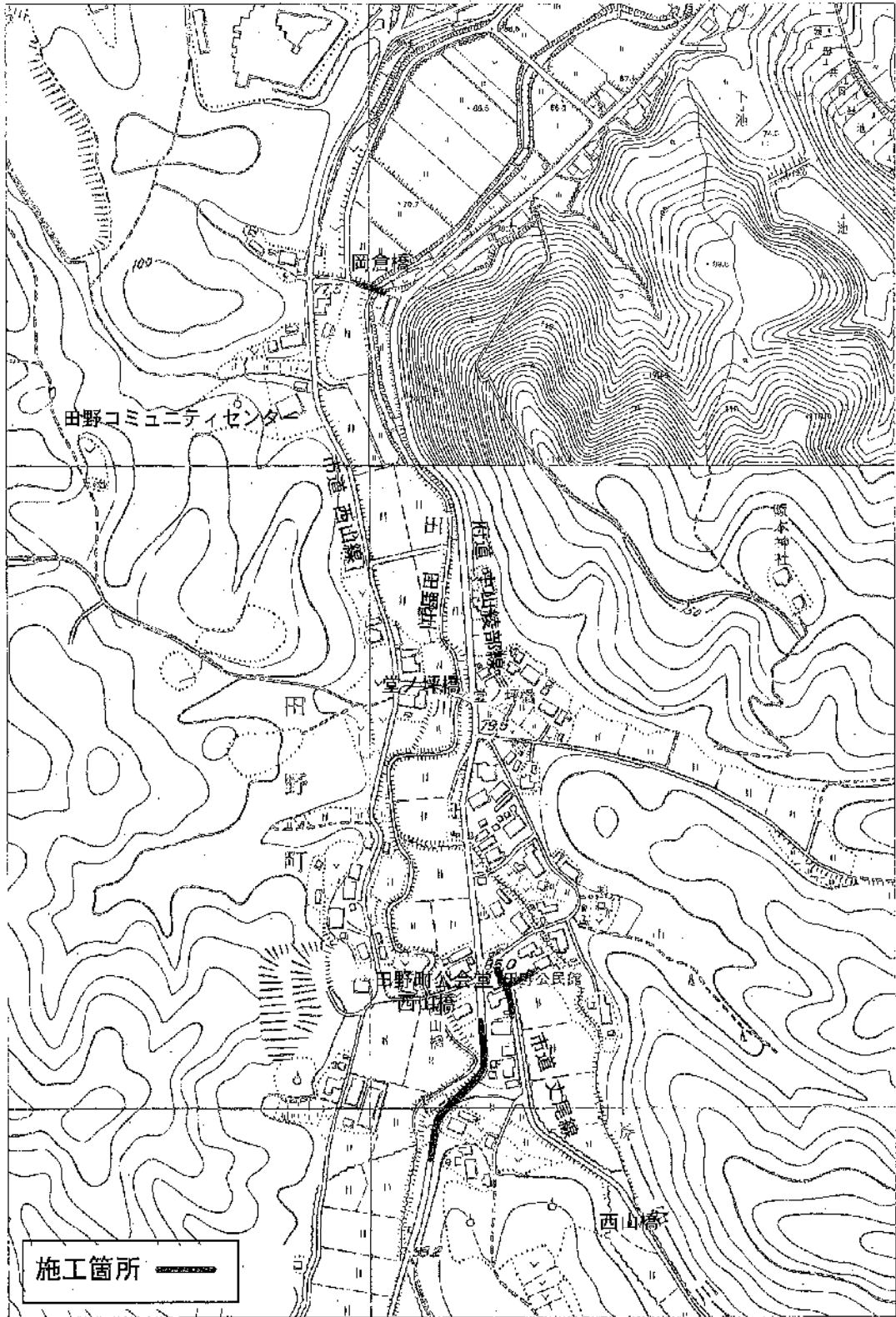
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

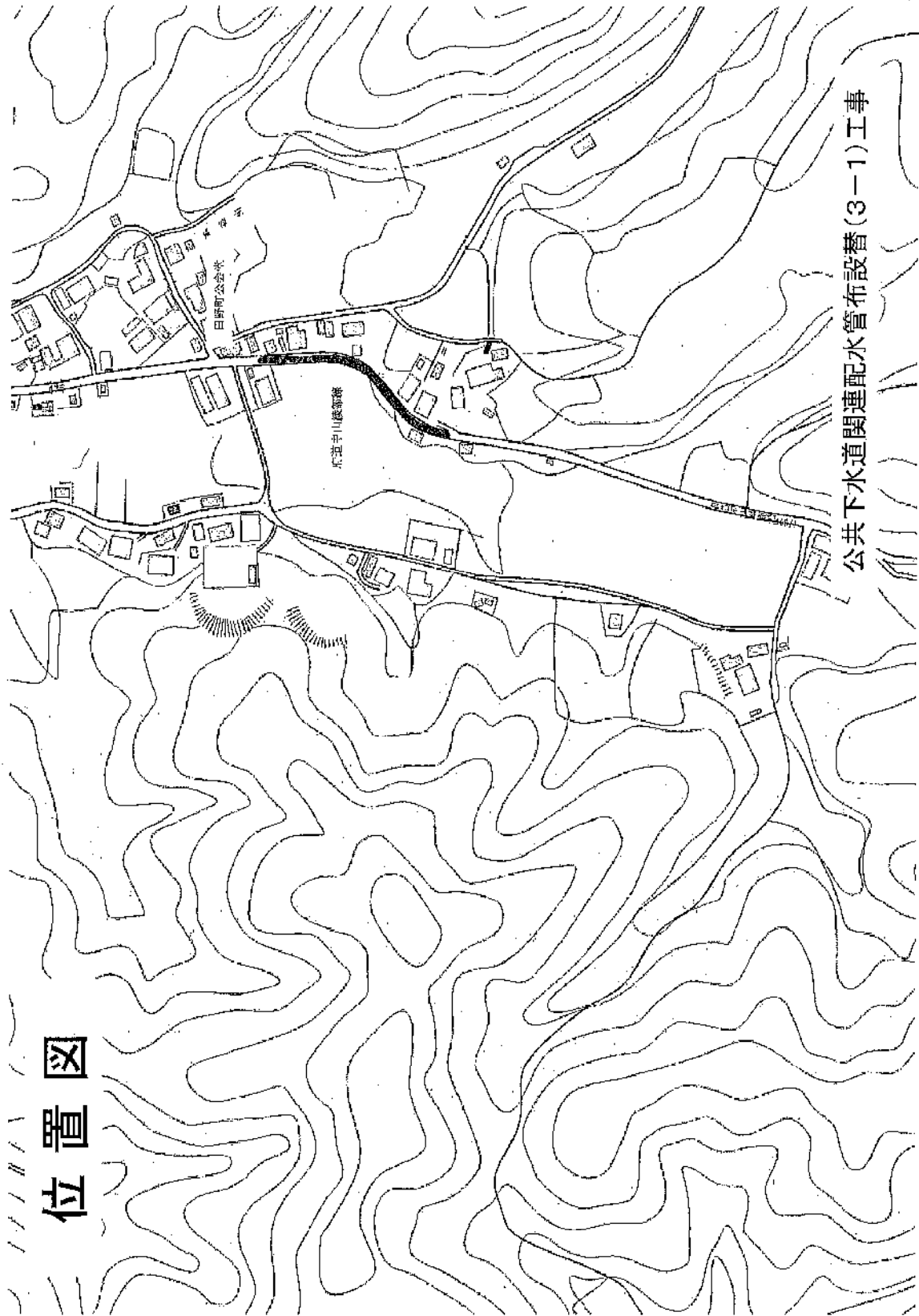
- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
  - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

# 位 置 図



公共下水道管渠築造（3-1）工事



位置図

綾部市公告第103号

下水道整備事業、マンホールポンプ設置(3-1)工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和3年9月28日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- |           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 工事番号  | 第503 80号                            |
| (2) 工 事 名 | マンホールポンプ設置(3-1)工事                   |
| (3) 工事場所  | 綾部市田野町(別添位置図参照)                     |
| (4) 工事概要  | マンホールポンプ 1箇所                        |
| (5) 予定工期  | 令和3年10月26日から<br>令和4年 3月24日まで(150日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和3年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級又はB等級で登録されており、令和3年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和2年1月1日から令和2年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2)2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

#### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

##### （1）設計図書の閲覧

①期間 令和3年9月28日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は810円です。

##### （2）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和3年10月1日（金）午前9時から午後6時まで

令和3年10月4日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月1日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

#### 5 入札参加資格確認通知について

（1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年10月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

#### 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和3年10月 8日（金）から

令和3年10月11日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和3年10月13日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。



7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和3年10月18日(月) 午前9時から午後6時まで  
令和3年10月19日(火) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出10月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年10月20日(水) 午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

### 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

**2) 主任技術者**

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

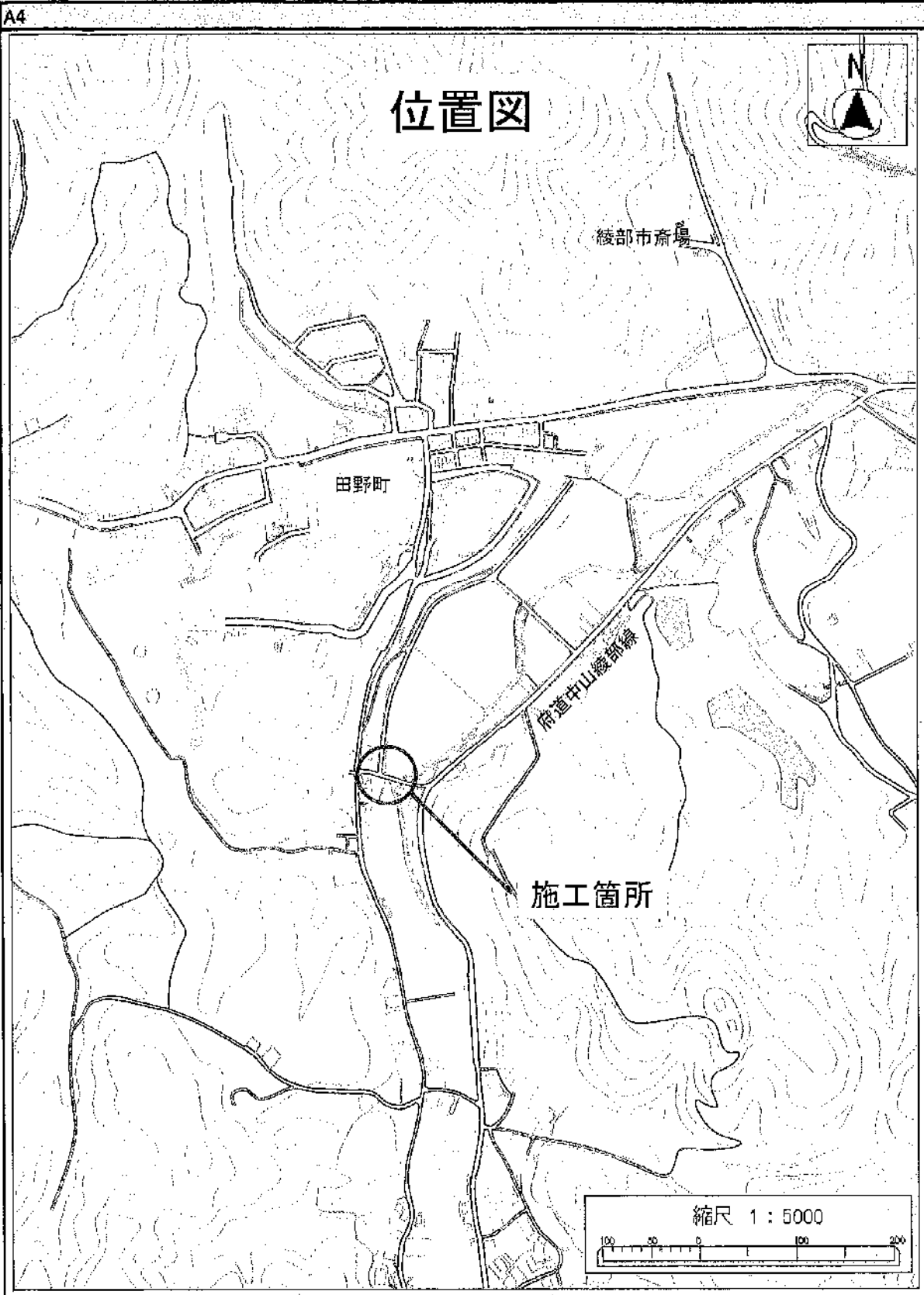
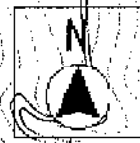
**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

A4

# 位置図



マンホールポンプ設置(3-1)工事



綾部市公告第104号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和3年9月29日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 送達を受けるべき書類の名称  
督促状 兼 京都地方税機構への移管予告書

- 2 送達を受けるべき者の氏名又は名称

YU XIANGNAN

JIANG JING

VO THI DINH

NGUYEN THI XUANDAO

NGUYEN PHUC NHAUYEN

HUYNH THI THANH

SRANG SOPHOEURN

PROENG LAEKENA

YON RADY

NGUYEN VAN CONG

CHAU HUYNH KHANH TRUNG

CHAIYAKITWARINPLOYPITCHA

PLANGKLANG FAPRATAN

PROMPUTTHIPHONGSONTAYA

MANEECHAN LALITA

綾部市公告第105号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第13条第1項第1号に基づく指定業者を次により公表します。

令和3年10月1日

綾部市長 山崎善也

1 新たに指定する業者

事業所名	代表者氏名	所在地	指 定 日
松原設備	松原真人	福知山市字前田1371番地の3	令和3年10月1日

指定申請内容

指定番号	事業所名	代表者氏名	所在地	技術者数
221	松原設備	松原真人	福知山市字前田1371番地の3	1

綾部市教育委員会告示第10号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和3年度第6回（9月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和3年9月22日

綾部市教育委員会

教育長 村上元良

- 1 日 時 令和3年9月27日（月）午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）